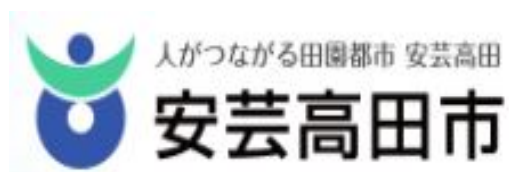


第4次安芸高田市行政改革大綱

持続可能な行政経営の実現

令和2年1月 策定



《 目 次 》

はじめに		1
第1章	第4次行政改革の背景	
	1. これまでの取り組み	2
	2. 財政状況	3
	3. 人口の減少・少子高齢化の進行	5
	4. 公共施設の老朽化	7
	5. 多様化・高度化する市民サービスへの対応	7
第2章	改革目標・理念と3つの視点	
	改革目標と基本理念	9
	視点1 共生・協働による行政経営の推進	11
	視点2 健全な財政基盤の確立	11
	視点3 効率的・効果的な行政経営	11
第3章	推進項目	
	視点1 共生・協働による行政経営の推進	
	（1）市民協働の推進	12
	（2）民間活力の活用	12
	（3）多文化共生の推進	12
	（4）情報の共有化と公正の確保	13
	視点2 健全な財政基盤の確立	
	（1）事務事業の見直し	13
	（2）財政の健全化	14
	（3）公営企業・三セクの経営健全化	14
	（4）施設の適正配置	15
	（5）施設の有効活用と財産の売却等	15
	視点3 効率的・効果的な行政経営	
	（1）組織体制の整備	15
	（2）定員管理、給与の適正化	16
	（3）人材育成	16
	（4）高度情報通信技術の活用	17
第4章	改革の推進と進行管理	
	1. 改革の推進期間	18
	2. 実施計画の策定	18
	3. 進行管理等	18

はじめに

本市では、平成17年に合併後の新市における行政改革の最初の計画として、「第1次安芸高田市行政改革大綱」、平成21年に「第2次安芸高田市行政改革大綱」、平成26年に「第3次安芸高田市行政改革大綱」、を策定し、市民との協働による市を取り巻く課題への対応と、事務事業の大幅な見直などの取組みを進め、改革に一定の成果をあげました。

また、市の最重要課題として進めています人口減対策では、平成30年度末で、人口の社会増という成果が見えたものの、安芸高田市全体では人口減少が予想を上回る速さで進んでおり、各産業分野においての人材不足も深刻化しつつあります。更に、公共施設の老朽化、多様化・高度化する市民サービスへの対応など、多くの課題も山積しています。

このような中、限られた経営資源（人・物・財政）において、将来にわたり継続可能な行財政運営を実現していくためには、市民との共生・協働の推進はもとより、SDGs・Society5.0などの新たな社会状況を踏まえた、行財政改革を不断の取組みとして推進していくことが必要です。

また、今後の財政環境においては、交付税などの収入財源の減少により、これまで以上に事業の選択と集中が求められます。

こうしたことから、この度、新たに「第4次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、これまでの改革の基本的な取組みは継続しつつ、新たな視点に立った改革を市民との協働により進め、第2次安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げた将来像、「人がつながる田園都市 安芸高田」の実現と持続可能な行政経営の構築をめざします。

SDGs（持続可能な開発目標）

世界共通の課題の克服をめざし、国連サミットで採択された17の国際目標。

Society5.0

情報があふれている現代社会（Society4.0）の課題に対して、AI（人工知能）などの最新技術を活用した便利な社会。

人口の社会増

人口移動において、流入人口数と流出人口数の差による人口増加。

第1章 第4次行政改革の背景

1. これまでの取り組み

本市は、平成16年3月1日に旧高田郡6町が合併して誕生しました。

合併後は、平成17年に「第1次安芸高田市行政改革大綱」を、平成21年に「第2次安芸高田市行政改革大綱」を、平成26年に「第3次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、本市を取り巻く社会情勢の変化等、様々な課題に対応して、「総合計画」に掲げる、市の将来像「人がつながる田園都市 安芸高田」の実現に向け、積極的に改革を推進しました。

また、大綱に基づいた実施計画を策定し、具体的な実施項目や目標実施年度を定め、継続的な取り組みを進めてきました。

さらに、各実施項目においては進行管理表を作成し管理するとともに、安芸高田市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）においてヒアリングを行い、進捗状況の把握と目標設定や取り組み手法等により、実施結果の検証と翌年度以降の計画を整理し、実施計画のローリングを行ってきました。

大綱	実施期間	実施項目数	効果額
第1次	平成17年度～平成21年度	145項目	35億3千万円
第2次	平成22年度～平成26年度	139項目	21億1千6百万円
第3次	平成27年度～平成31年度	72項目	13億2百万円

※ただし第3次は平成30年度までの効果額

安芸高田市行政改革推進本部

地方分権の進展や厳しい財政状況の中にあって、簡素で効率的な行政体制の確立を目指し、自主的かつ効率的な行政改革の推進を図るために設置された組織で、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、主に行政改革大綱の策定やその実施、評価などの事項を所掌します。

2. 財政状況

我が国の経済状況は、先行きについては弱さが残るものの、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者動向、相次ぐ自然災害の経済に与える影響について十分留意する必要があるとされています。

こうした状況において政府は、経済再生と財政健全化の双方の同時実現により、誰もが安心して活躍できる社会づくりのための、全世代型社会保障の実現と、この度の消費税率の引上げが、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期すとしており、こうした動向を注視する必要があります。

本市の平成30年度決算では、普通交付税の合併特例加算の縮減などによる収入一般財源の減少と、医療費・高齢者福祉費などの社会保障費における扶助費や補助費などの歳出経費の増額により、経常収支比率が97.4%（前年度比2.3ポイントの増）となり、財政構造の硬直化が進む結果となりました。しかしながら、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興とあわせた、市の最重要課題である人口減対策への対応は急務となっています。

また、平成29年度に行った財政健全化計画による今後の財政見通しでは、何も改革を行わなかった場合、令和2年度から令和8年度までの間で約6億円の赤字収支が推計されています。こうしたことから、今後、持続可能な行政経営を進めるためには、新たな財源の確保とともに事業の必要性や成果を十分に検証し、平成30年度災害の影響なども織り込んだ、財政健全化計画の策定が必要となります。

限られた財源を、市の重点施策や市民ニーズに応じた行政サービスへ重点的に配分するためには、事業見直しなどの改革の推進と簡素で効率的な行政運営の実現が求められます。

《平成30年度決算に基づく財政指標数値》 () は県内市町平均

年度 指標名	H30	(参考)			
		H29	H28	H27	H26
経常収支 比率	97.4%	95.1% (94.7%)	94.4% (94.9%)	92.4% (93.2%)	91.3% (94.0%)
将来負担 比率	92.0%	88.1% (98.8%)	87.3% (104.5%)	95.0% (109.5%)	109.1% (118.6%)

実質公債 費比率	14.2%	13.7% (9.7%)	13.2% (10.3%)	12.9% (11.0%)	13.7% (11.7%)
-------------	-------	-----------------	------------------	------------------	------------------

地方債

いわゆる市の借金、市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものです。

普通交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財政不足額の算定により国から交付される交付金です。

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかを見る指数で、この率が高いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が少なく、財政構造の弾力性が失われていることとなります。一般的判断としては90%を超える団体は、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならず、95%を超えると財政構造が相当硬直化しているとされています。【経常的な経費に充てられた一般財源/経常的な歳入一般財源総額×100】

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなり、比率が350%を超えると早期健全化団体として、財政健全化計画を定めることとなります。

実質公債費比率

地方債元利償還金（繰上償還等を除く）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、地方交付税措置された公債費等を除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債の発行可能額の合計額（交付税措置地方債分を除く）に対して、どの程度の割合となっているかをみるものです。この比率が18%以上の団体は起債許可が必要となり、25%以上の団体については、一定の地方債の借入が制限されるとともに、財政健全化法に基づく早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めることとなります。

財政健全化計画

前年度決算の内容が上記の早期健全化基準に達している場合には、その年度内に地方公共団体の長が財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て定めなければなりません。内容は財政指標悪化の要因分析から始まり、それぞれの財政指標を改善するための方策と見込みを、期間を定め年度ごとに計画するものです。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額です。

3. 人口の減少・少子高齢化の進行

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口は平成7年（1995年）をピークに減少に転じており、総人口も平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計による総人口は、2060年に8,674万人、生産年齢人口は4,418万人にまで減少すると見込まれています。

当市においても人口減少が進むなか、この計画終了年度の令和6年（2025年）には、人口が26,261人に減少する見通しとなっています。また、年齢構成では、これまで200人前後で推移していた出生数が、今後は150人程度での推移が予想され、65歳以上の高齢者人口は、今後は減少となるものの、全体人口の減少から高齢化率は緩やかな増加が見込まれます。

そうした中、本市においては、平成30年度末の人口が社会増へと転じました。その要因としては、人口減対策の3つの柱である子育て支援等とともに、住宅施策と外国人支援の充実による転入増の影響が考えられ、本市が現在進めている施策の成果と捉えています。

しかし、市全体の総人口の減少は現在も続いており、今後の人口の年齢構成を見ると、将来の人材不足による影響は多大であることから、労働、生活環境のパートナーとしての、外国人との共生社会の実現は必要不可欠となります。

人口推計

	H27	R2	R6	R7	R12	R17
H25推計	29,488人	27,800人	26,326人	25,957人	24,208人	22,503人
H30推計	29,488人	27,699人	26,261人	25,902人	24,192人	22,529人

国立社会保障・人口問題研究所の推計（H27の数値は国勢調査の数値）

転入転出状況の推移（人口の社会増減）

（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
転入	984人	1000人	921人	901人	896人	965人
転出	1133人	1081人	989人	995人	1064人	956人
社会増減	△149人	△81人	△68人	△94人	△168人	+9人

住民基本台帳異動届受付日ベース

外国人人口の推移

（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口数	545人	529人	543人	573人	609人	693人

市人口移動統計(年度末現在)

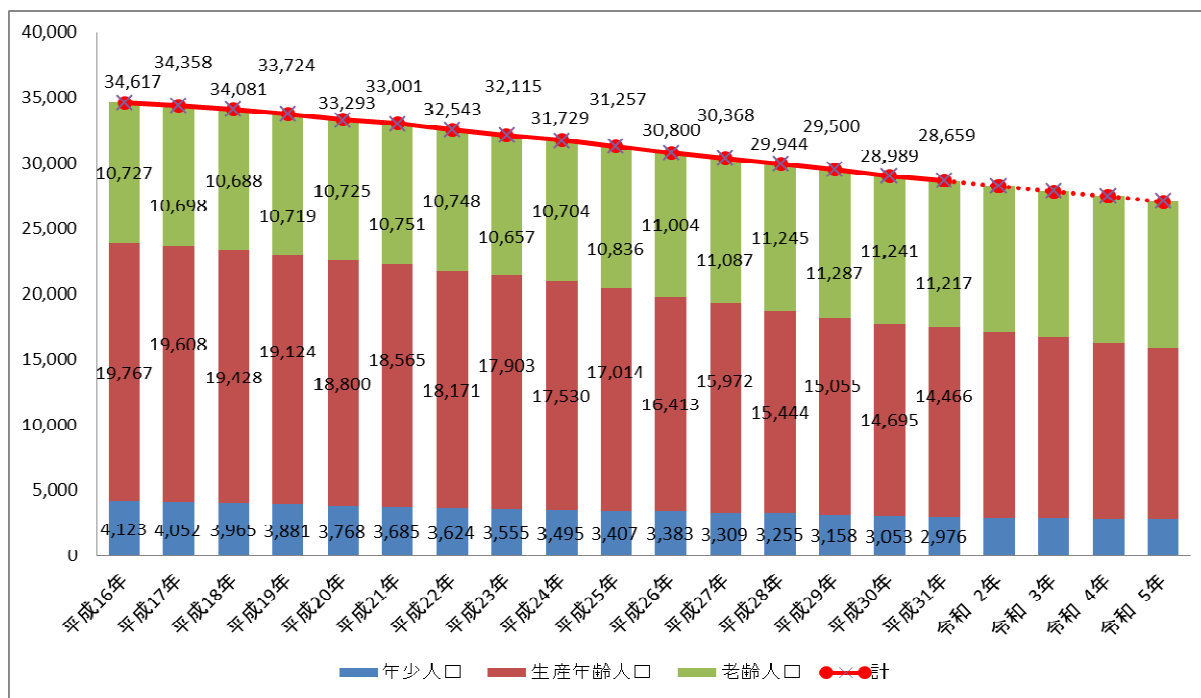
出生数の推移

(年度)

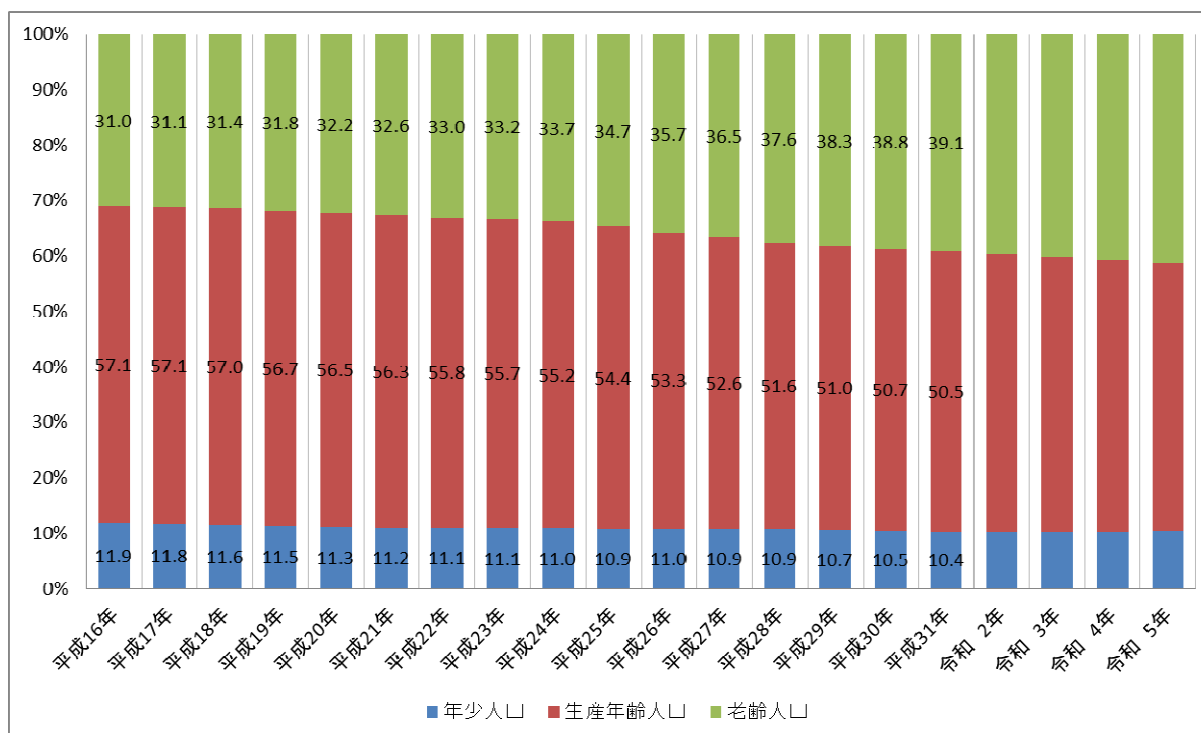
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生数	183人	178人	193人	154人	159人	151人

広島県人口移動統計

総人口（年齢3階層）の推移・見込（住民基本台帳による各3月31日現在（外国人を含む。））



年齢階層別割合の推移・見込（住民基本台帳による各3月31日現在（外国人を含む。））



4. 公共施設の老朽化

本市ではこれまで、教育施設・住宅施設・集会施設などの公共建築物や、道路・上下水道などのインフラ施設を整備し、市民サービスの向上に努めてきました。

しかし、公共建築物においては、建築後30年を経過した施設が全体の33%を占め、インフラ施設においては、50年を経過したものもあり、急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

こうしたことから、平成27年2月策定の公共施設等総合管理計画では、公共施設の延床面積を20年間で30%以上削減を目標に掲げ、公共施設の利活用促進や統廃合を進め、計画的かつ効率的な施設整備を行うこととしています。また、施設の長寿命化を行うことでの将来負担の軽減を目的に、公共施設の総合的な管理を推進しています。

今後、収入の減少・人口減少が進む状況において、全ての既存資産を継続することは出来ません。当面の利便性を優先し統合・廃止を先送りすることは、将来世代への負担増にもつながることから、施設の集約化と有効な活用方法を検討する必要があります。

5. 多様化・高度化する市民サービスへの対応

本市は、これまで第1次から第4次の定員適正化計画を策定し、職員数の適正管理に努めてきました。その結果、平成31年4月1日現在の職員数は368人で、合併当時の540人から172人の人員削減を行い、人口・財政規模に応じた定員管理を行っています。

しかし、地方行政を取り巻く環境は刻々と変化しており、高度化・多様化する行政ニーズに応えるためには、個々の職員が幅広い能力を十分に発揮するためのスキルアップとサービスの向上のための職場環境の見直しが求められます。

また、定年の引上げや会計年度任用職員の導入などに伴う多様な働き方への対応、組織全体の公務能力向上に繋がる人事評価制度の活用も必須となります。

さらに、職員数が減少し事務量が減らない現状の中、今後、さらに簡素で効率的・効果的な行政体制を確立するためには、ICTやAI・RPAなどの導入を見据えた事務改善と民間委託等による事務の効率化が求められます。

ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology/インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略語で、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として、国際的に広く使われています。

AI

人工知能（artificial intelligence/アーティフィシャル インテリジェンス）の略語で、これまで人間にしかできなかった知的な行為（認識、推論、言語運用、創造など）をコンピュータ上で実現する、様々な技術です。

RPA

RPA とは（Robotic Process Automation /ロボティック・プロセス・オートメーション）の略語で、デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化することです。

第2章 改革目標・理念と3つの視点

改革目標と基本理念

本市においては、「総合計画」を着実に実行し、市民一人ひとりが幸せを感じ、満足できるまちづくりを進め、本市の将来像である「人がつながる田園都市 安芸高田」を実現させなくてはなりません。

この「総合計画」をハード・ソフト両面からの「事業戦略」と位置付け、そして行政改革大綱は「総合計画」を着実に実施するための「組織戦略」と位置付け、次の改革目標と基本理念を掲げ、その実現のための3つの基本方針の下に取り組みを進めます。

改革目標

第4次安芸高田市行政改革大綱の改革目標
「持続可能な行政経営の実現」
～「安芸高田らしさ」を活かしたまちづくり～

組織の簡素化や事務の効率化により、効果的で持続可能な行政経営を目指します。かつ、自助・共助・公助による「安芸高田らしさ」を活かした市民全体の協働のまちづくりによる改革を進めます。

基本理念

第4次安芸高田市行政改革大綱の基本理念
「市民との協働による経営基盤の改革」

社会情勢の変化、市民ニーズの高度化・多様化により、これまでの「行政主導」の手法では市民対応が困難となっています。そうした反面、人口減少と高齢化により地域力の低下が懸念されます。こうしたことから、行政と市民がそれぞれの役割分担を確認し、新たな改革への理解をいただきながら、市民との協働による行政経営基盤を構築します。

安芸高田市総合計画

総合計画は、「新市建設計画」との整合を図りつつ、安芸高田市の今後の発展方向と施策の展開方向を明らかにしたものであり、本市においての行財政運営を総合的かつ計画的に進めていくための指針です。

平成17年度から平成26年度までの第1次計画に引き続き第2次の計画期間は、平成27年度を初年度とする令和6年度までの10年間です。

第4次 安芸高田市行政改革体系

長期総合計画
(事業戦略)

着実な
実施

人がつながる田園都市 安芸高田

的確な実行

行政改革大綱(組織戦略)

持続可能な行政経営の実現～「安芸高田らしさ」を活かしたまちづくり～

理念	視点	推進項目	推進内容の概要
市民との協働による経営基盤の改革	1. 共生・協働による行政経営の推進	(1) 市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政の適切な役割分担の明確化 自助・共助の体制づくりと地域の自立促進 市民の意見を反映できる場の充実 市民の安全を高める危機管理体制の強化充実
		(2) 民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託の推進とサービスの向上 市場化テストの調査研究
		(3) 多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受け入れ態勢の整備 外国人の移住・定住者が活躍できる生活環境の向上
		(4) 情報の共有化と公正の確保	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報公開と説明責任の徹底 行政手続きの明確化
	2. 健全な財政基盤の確立	(1) 事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の重点化、スクラップ&ビルド 事務事業コストの削減
		(2) 財政の健全化	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の活用 歳入の確保・歳出の抑制
		(3) 公営企業・三セクの経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業・三セクの経営健全化
		(4) 施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> 施設の存続・統合・廃止・民営化等公共関与の見直し 幼稚園・保育所・小中学校の統廃合を含めた適正配置
		(5) 施設の有効活用と財産の売却等	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の有効活用と未利用財産の積極的な売却 施設の管理運営形態の見直し 公用車の効率的な活用と総台数の削減 事務機器の効率的な活用と消耗品の抑制
	3. 効率的・効果的な行政経営	(1) 組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに即応できる組織機構の整備
		(2) 定員管理、給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 行財政環境の変化に対応した定員適正化計画の見直し 会計年度任用職員の任用等、効率的な任用 働き方の見直し
		(3) 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修等の充実 人事評価管理システムの適正な運用
(4) 高度情報通信技術の活用		<ul style="list-style-type: none"> 電子自治体の構築 電算システムの最適化 	

これまでの取り組み

財政状況

人口減少・少子高齢化

施設の老朽化

市民サービス

背景

【視点1】 共生・協働による行政経営の推進

今後、人口減少と少子高齢化が進行する中で、高度化・多様化する行政課題に的確に対応するためには、事業の選択・集中と合わせた、市が有する人的・物的資源の活用が必要です。

そのためには、市民と行政の相互理解のもとでの、自助・共助による協働のまちづくりの推進、共に支えあう外国人との共生、新たな民間活力の導入などを検討するとともに、行政経営のパートナーである市民等への積極的な情報の共有化を図り、行政手続きの公正の確保に努めます。

協働

市民と行政のそれぞれが果たす責任と役割を自覚し、相互に補完・協力し、行動をともにすることです。

市民

本大綱の中でいう「市民」とは、協働のまちづくりを進める行政のパートナーとして位置づける「市民」・「地域」・「企業」・「団体」等を総称しています。

【視点2】 健全な財政基盤の確立

将来において、人口減少等による収入財源の減少と社会保障経費等の歳出増加が見込まれる中、本市が将来にわたって、安定した財政基盤の下で行政運営を行うためには、市税等の収納率向上などの自主財源の確保と事務事業の見直しによるコスト削減が求められます。

市民と行政の共通認識のもと、新たな改革目標による財政健全化計画の見直しを行い、受益者負担の公平性を確保しつつ、公共施設の配置適正化、補助金の合理化、公営企業等の経営改善を進めます。

【視点3】 効率的・効果的な行政経営

限られた行政資源において、新たな行政課題や多様なニーズに即応した施策を実行していくためには、事務の高度化・効率化を図るとともに、職員の意識改革による、新たな発想と時代に対応した行政運営の構築が必要です。

効率的で効果的な組織体制と人員配置等の実施とともに、ICTやAI・RPAなどの高度情報通信技術を活用する人間中心の社会（Society5.0）に対応した環境の整備が必要となります。

第3章 推進項目

【視点1】 共生・協働による行政経営の推進

(1) 市民協働の推進

地域の過疎化・高齢化が進行し集落機能の見直しが検討される一方、地域分権推進のためには、住民と行政の協働による活力ある社会の形成が求められます。

本市ではこれまで、32の振興会を中心に協働のまちづくりを推進してきましたが、今後は地域で出来ること出来ないこと、市民と行政の役割分担の明確化や、その意見を反映できる機会の充実を図るとともに、生活支援員制度、危機管理体制の支援なども考慮した地域社会づくりを進めます。

- ①市民と行政の適切な役割分担の明確化
- ②自助・共助の体制づくりと地域の自立促進
- ③市民の意見を反映できる場の充実
- ④市民の安全を高める危機管理体制の強化充実

(2) 民間活力の活用

定員適正化による職員削減が進む中、効果的な行政サービスを提供するためには、市が果たすべき役割を明確にした上で、直接実施すべき業務に必要な資源を集中的に投入するとともに、委託になじむ業務については、民間の優れた知識やノウハウの活用により事務事業の効率化等を行い、市民サービスの向上とコスト削減を図ります。

特に、公の施設の管理運営については、指定管理者制度を有効に活用し、効果的な維持管理を行います。

- ①民間委託の推進とサービスの向上
- ②市場化テストの調査研究

(3) 多文化共生の推進

人口減少が進む中、地域産業や住民生活を維持していくためには、互いのちがいを認め地域で支えあう、外国人市民との共生(情報共有・コミュニケーション)は必要不可欠です。

市のホームページなどの情報発信や、相談体制の充実による受け入れ態勢の

整備と、生活・就労等の支援体制の充実を図り、外国人の移住・定住者が活躍できる社会をめざします。

- ①外国人の受け入れ態勢の整備
- ②外国人の移住・定住者が活躍できる生活環境の向上

(4) 情報の共有化と公正の確保

市民参画・協働を一層推進するためには、行政手続きの明確化と、市が保有する様々な情報を、速やかに、簡単で利用し易い方法で提供することが重要となります。

情報の更なる透明性と信頼性の向上を目指すとともに、公正の確保を図ります。

- ①積極的な情報公開と説明責任の徹底
- ②行政手続きの明確化

【視点2】 健全な財政基盤の確立

(1) 事務事業の見直し

限られた財源において、市民満足度の高い公共サービスを提供するためには、「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方に立った、行政経営資源（人・物・お金）の重点的な活用配分が求められます。

あらゆる事務事業を既成概念にとらわれることなく、コスト意識や経営感覚を堅持し、その必要性や効果を検証し見直しを行うとともに、新たな事務の効率化にも取り組み、経費の縮減を図ります。

- ①事務事業の重点化、スクラップ&ビルド
- ②事務事業コストの削減

スクラップ・アンド・ビルド

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法です。

(2) 財政の健全化

本市が将来にわたって自立した行政運営を行い、次世代への過大な負担を残さないためには、国の指針等を踏まえた財政健全化計画の見直しと、財務諸表を活用したコスト意識改革、効率的な行政運営が必要となります。

また、各事業や補助金などの検証による歳出の適正な執行と併せて、税の収納率の向上・ふるさと納税などの自主財源の安定的な確保による持続可能な財政基盤の確立が求められます。

- ①財務諸表の活用
- ②歳入の確保・歳出の抑制

(3) 公営企業・三セクの経営健全化

三セク及び公営企業については、設置目的に応じた市民サービスを提供するとともに、収入の確保と経費の節減に努め、経営の健全化を進めます。

そうした中、第三セクターにおいては、経営の悪化から、経営健全化方針の策定により改革の取組みを行っている施設もあり、改善に向けた動向の注視が必要です。

また、上下水道の公営企業会計は、公営企業法の適用による複式簿記導入により、資産・負債を合わせた経営状況が明確化されており、受益者負担の適正化が課題となっています。

①公営企業・三セクの経営健全化

公営企業

地方公共団体が経営する企業で、一般行政と同じく住民の福祉の増進が目的で、その事業に要する経費は税金ではなく、受益者負担により賄うことが原則です。安芸高田市では、水道事業（H29年度から簡易水道事業特別会計・飲料水供給事業特別会計を統合）がこれにあたります。

特別会計事業

「特別会計」は、特定の事業を行うための予算で、保険料や使用料などの特定の収入で賄われている事業です。特定の収入のみで対応しきれない場合は、一般会計からの繰り入れを行うこととなります。

安芸高田市の特別会計は、次のとおりで、一般会計からの繰出し金は、一般会計全体の約1割を占めています。

- ①国民健康保険特別会計
- ②後期高齢者医療特別会計
- ③介護保険特別会計
- ④公共下水道事業特別会計
- ⑤特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ⑥農業集落排水事業特別会計
- ⑦浄化槽整備事業特別会計
- ⑧コミュニティ・プラント整備事業特別会計

(4) 施設の適正配置

本市においては、平成27年2月に策定した「安芸高田市公共施設等総合管理計画」において、現状施設数が人口規模と比較して多いことや将来の人口減少等を見越した長期的視点から、現状施設の30%以上の削減を目標とし、平成29年度に策定した「公共施設等総合管理計画個別計画」の方針により、施設配置の適正化に取り組んでいます。

しかし、これまで統合・廃止・民営化などの見直しが計画どおり進んでいない施設もあることから、そうした施設の取組みを重点的に進めます。

- ①施設の存続・統合・廃止・民営化等公共関与の見直し
- ②幼稚園・保育所・小中学校の統廃合を含めた適正配置

(5) 施設の有効活用と財産の売却等

行政財産において、今後、継続的に活用する施設については、計画的な維持修繕を行うとともに、効率的な管理形態とするなど施設の有効活用を目指します。また、未利用財産については施設廃止と売却を促進してまいります。

公用車及び事務機器等の効率化もこれまでの取組みを継続し、経費の抑制を目指します。

- ①既存施設の有効活用と未利用財産の積極的な売却
- ②施設の管理運営形態の見直し
- ③公用車の効率的な活用と総台数の削減
- ④事務機器の効率的な活用と消耗品の抑制

【視点3】 効率的・効果的な行政経営

(1) 組織体制の整備

新たな行政課題や多様なニーズに即応した施策を実施していくためには、組織機構の合理化・効率化は必要不可欠であることから、不断の見直しと職員の適正配置に努めます。

また、今後は部門間や団体間の広域的な事務も多く発生することから、施策の連携と総合調整の充実強化などに迅速かつ効率的に対応できる組織体制の強化を目指します。

- ①多様なニーズに即応できる組織機構の整備

(2) 定員管理、給与の適正化

限られた経営資源を効果的に配分するためには、内部管理経費の見直しは必要不可欠です。事務事業の統廃合や民間委託の推進などによる働き方の見直しと、新たに導入される会計年度任用職員等の効率的な任用、第4次定員適正化計画に基づく継続的な職員数の適正管理に取り組みます。

また、財政の健全化と合わせ、人事院勧告にも留意して、給料及び諸手当の適正化を進めます。

- ①行財政環境の変化に対応した定員適正化計画の見直し
- ②会計年度任用職員の任用等、効率的な任用
- ③働き方の見直し

第4次安芸高田市職員定員適正化計画

定員管理の基本的な指針として策定され、数値目標の設定にあたっては、類似団体による比較（類似団体別職員数及び定員回帰指数）、また職員1人あたりの住民管理人口等を勘案するとともに、定員管理については、新たな行政課題への対応や社会情勢の動向を把握し、以下8つの事項に留意しながら人口減に比例した定員管理を進めることとしています。

- ①定年の引上げ
- ②働き方改革
- ③臨時・非常勤職員制度の見直し
- ④男女協働参画
- ⑤障害者雇用等の促進
- ⑥人事評価制度の活用
- ⑦年齢構成の偏在化
- ⑧行政改革の推進

(3) 人材育成

変革の時代に対応し、組織全体として効率的で効果的な行政経営システムを確立するためには、人材育成基本方針に基づく職員の能力開発と、目的意識をもって職務を遂行し、組織の中で能力を最大限発揮出来る環境づくりが必要です。

また、職員のやる気を促し意欲を高めるためには、これまで以上に個々の能力や実績を評価できる人事評価制度を確立し、組織全体の公務能率の向上を目指します。

- ①職員研修等の充実
- ②人事評価管理システムの適正な運用

人事評価システム

職務を遂行する上での基本要素である業績、能力、態度を正しく評価することにより、職員の能力開発と人材の育成を図るとともに、民主的で合理的な人事管理を行うための仕組みです。

人事評価は、一般的に「能力評価」と「業績評価」から構成され、「能力評価」は被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価するもので、「業績評価」は被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価するものです。人事評価システムは、この両者相俟って、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握しようとするものです。

(4) 高度情報通信技術の活用

質の高いサービスや迅速な情報サービスを提供するためには、ICT や AI・RPA の活用による情報提供の充実や、各種申請・届出などの行政手続きが、いつ、どこからでもできる環境整備は必要不可欠です。

国が進める「Society5.0」の時代を見据えた、電子自治体としての既存システム等の最適化と共同化とともに、マイナンバーカード活用による住民サービスの向上を目指します。

- ①電子自治体の構築
- ②電算システムの最適化

電子自治体

各種届出や証明書の発行、手続きなどの行政サービスや相談・案内などの窓口業務を電子化し、情報通信ネットワークを利用することで、時間や場所にとらわれず、身近な場所で行政サービスを展開することができ、また、情報の電子化や情報通信ネットワークの活用により、共通の電子環境下で情報を共有化し効率的で高度な行政運営が可能となります。

第4章 改革の推進と進行管理

1. 改革の推進期間

実施期間は第2次総合計画の後期期間にあわせ、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年とします。

2. 実施計画の策定

この大綱を具体化させるため、速やかに全庁組織において、それぞれ実施項目の抽出を行い、実施計画を策定します。

実施計画策定後は、「推進本部」と「行政改革推進懇話会」との連携を密にし、全庁的な取り組みを展開します。

3. 進行管理等

行政改革大綱に基づく行政改革実施計画を着実に推進するため、推進本部において、実施計画進行管理表により進行管理を行います。

実施計画進行管理表は、「現状と問題点」「改革・改善の具体的内容」「実施目標」を整理した上で、「年度別実施計画内容」を掲げ、年度末においてそれぞれの取り組みの「成果」を整理するとともに、次年度以降の計画の見直しを行います。「実施目標」及び「年度別実施計画内容」等については、原則、可能な限り具体的数値により整理します。

実施計画の見直しは、毎年度各部局の長のヒアリングにより行います。とりわけ実施項目のうち、重点項目として位置付けたものについては、市長のヒアリングを実施し、その結果（評価）を次年度の計画に反映させ、推進本部において確認・決定します。

また、進捗状況等は、「市議会」及び「行政改革推進懇話会」に報告するとともに、市広報及びホームページ等を通じて市民に公表します。

行政を取り巻く情勢の変化等により、行政改革大綱又は実施計画の項目等を追加または変更する必要が生じた際は、その都度推進本部事務局において検討し、推進本部において確認・決定します。

第4次安芸高田市行政改革大綱

令和2年1月 策定

広島県安芸高田市企画振興部財政課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL 0826(42)5623 FAX 0826(42)4376

<http://www.akitakata.jp/> E-mail. zaisei@city.akitakata.jp